

STOP!

ごみを
みだりに捨てることは
法律で禁止されています。

少しの手間と
お金を惜しむと
重い罰則が
科されます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(要約)

第十六条(投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第二十五条(罰則)

第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

不法投棄を防ぐには 地域ぐるみで対応しましょう。

- ①まわりの場所をいつもきれいに保つ — 捨てにくい環境づくり —
- ②自分のごみは、責任をもって正しく出す
- ③不法投棄を許さず、監視する



もしかして...
こんな捨て方してませんか?

ごみを分別せずに収集場所へ置くことはやめましょう。
正しくない分別で収集場所に置かれたごみは、そのままでは処理することができないため、収集場所を管理している地域の役員のみなさんなどが、切ない思いをしながら分別することになります。

みんなが気持ちよく生活できるようにご協力をお願いします!

不法投棄!!!

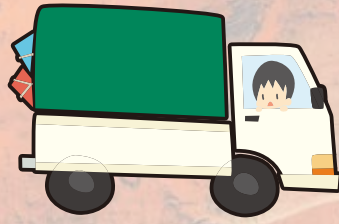
「無許可」の回収業者を利用しないでください!

XXXXXXXXXXXXこんな業者みかけませんか?XXXXXXXXXXXX

空き地で回収



トラックで巡回



チラシを配布



インターネットで広告



適正な処理が確認できません!!

家庭から出るごみの運搬や処理には市の許可が必要です。

これらの業者のほとんどは許可を得ていないため、利用しないようにしてください。

また、これらの業者は、無料回収や格安回収などと宣伝していますが、

次の心配があります。

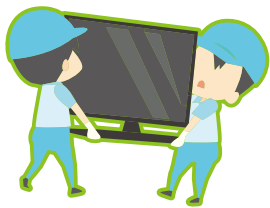
- ◆利益を出すために、売ることでできる金属などを取り出し、他のものは不法投棄する。
- ◆フロンガスや鉛などの有害物質が含まれているものを適正に処理せず、環境を汚染する。
- ◆法外な処理料金を請求する。
- ◆集めた機器等を輸出することがあるため、その先で有毒な薬品を使って希少金属を取り出す行為を助長する。

家電は正しくリサイクル。

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などは家電リサイクル法にそって処分しましょう。

買い換えの場合

買い換える電器店に
引き取ってもらう。



処分だけする場合

処分する家電を
かつて買った電器店に
引き取ってもらう。



指定引取場所に持ち込む

郵便局にある振込用紙(家電リサイクル券)を使ってリサイクル料金を支払い、指定引取場所に持ち込むか、市の許可を得た収集運搬業者に運搬を依頼してください。業者がわからない場合は、生活環境課までお問い合わせください。



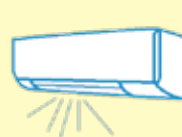
家電リサイクル法の
対象家電はこれです。



テレビ



冷蔵庫
冷凍庫



エアコン



洗濯機
衣類
乾燥機



ごみ袋購入チケットは、住民登録のある世帯に郵送しています。
住民登録をしていない世帯の方は、市にご相談ください。
なお、紙おむつを使っている方がいる場合は追加支給できます。

詳細など
お問い合わせは、

伊那市役所 生活環境課 まで
☎0265-78-4111 (内線2213~2215)